

# 公立大学法人首都大学東京の平成18年度決算における経営努力認定の考え方について

## 利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。  
 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの  
 法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

